

放送大学宮城学習センター引越運搬業務 仕様書

1. 業務概要

東北大学金属材料研究所 10号館から、東北大学仮設校舎 A-2 支援棟 20 への放送大学宮城学習センター移転に伴う各種事務用品、備品等の引越作業とし、本仕様書、別添図面及び移転物品一覧表に従って搬出、搬入及び設置、廃棄を行うこと。

2. 作業日程

平成30年9月11日（火）～14日（金） 4日間

午前10時～午後6時まで

ただし、9月10日（月）を搬出元での移転事前作業日とすることができる。

3. 搬出元 住所：仙台市青葉区片平2丁目1番1号「東北大学金属材料研究所 10号館、
1. 2・3階（昇降機なし）」

4. 搬入先 住所：仙台市青葉区片平2丁目1番1号「東北大学仮設校舎 A-2 支援棟 20、
1・2階 （昇降機なし）」

5. 搬出物

講義用机・椅子、事務机・椅子、書類、収納庫、ロッカー、スライド式移動書庫、放送教材（図書・DVD等）、PC及び視聴再生機器等（運搬のみとし、調整は含まない）、その他現宮城学習センターで所有するもの

6. 作業実施要領

- (1) 移転物品等は添付された指示ラベルに従って搬出、搬入及び設置すること。
- (2) 移転前に必要な、折りたたみコンテナ、消耗品、移転指示ラベルは、移転の20日前までに宮城学習センターへ用意すること。
- (3) 搬出・搬入区間は、事前に交通状況等を調査し、安全かつ遅滞なく運送できる通常の経路を選定のうえ図面により本学に提出し、承認を受けるものとする。
- (4) 搬入に際しては、東北大学片平キャンパス構内交通規則を厳守すること。
- (5) 作業に当たっては、周辺の東北大学諸施設、同職員及び学生等の安全に期するとともに、業務に支障を及ぼすことがないように留意すること。
- (6) 作業に当たっては、搬出元及び搬入先に作業の監督、指揮者等を適切に配置し、作業の安全と円滑を確保すること。
- (7) 物品の搬出・搬入に際しては、施設建造物等に損害を与えないように十分注意し、必要により養生を行い十分な保護を施すこと。

損害を与えた場合は、請負者の経費負担において現状に復するものとする。

- (8) 作業により生じた段ボール箱等塵芥の処置は速やかに行い、周囲の環境を現状に復帰させること。
- (9) 不明な物品等については、本学担当者の指示を受け搬出・搬入を行うものとする。

7. 作業計画等

請負者は、事前に本仕様書、図面及び移転物品一覧表に基づき移転実施計画工程表を作成し、責任者の一覧表を添えて本学に提出し承認を受けるものとする。

8. 事故防止及び補償

請負者は、作業の実施に当たっては必要な関係法令を順守し、第三者のほか請負者の従業員及び発注者の職員等の安全確保に万全を期するとともに、安全作業に努め事故の絶無を期さなければならない。

本作業中に下記の人身事故、建物損傷、物損事故及び移転物品の損傷等が発生した場合には、速やかに発注者に報告し、請負者の責任において補償、弁償若しくは原状に修復するものとする。

- (1) 第三者、来校者、発注者の職員・学生等及び請負者の従業員等の人身事故
- (2) 作業車両等による全ての人身事故及び物損事故
- (3) 敷地内の縁石、植栽、建物及び構造物とそれに付属する設備に対する事故
- (4) 移転物品に対する遺失及び損傷等

9. 秘密の保持

請負者は、本作業の実施に当たり、業務遂行上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならないものとする。

10. 業務の再委託等について

- (1) 本業務の請負者は、第三者に対して、一括して業務の全部を請け負わせたり再委託をしてはならない。
- (2) 本業務の請負者が第三者に対して本業務の一部を請け負わせたり再委託する場合、所定の事項についてあらかじめ発注者に申請を行った上で承諾を得なければならない。

11. その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合については、請負者は誠意をもって発注者の指示に従うものとする。